

一般社団法人日本障害者カヌー協会
ナショナルチームスタッフ選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下本協会という。）のナショナルチームスタッフ選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条

1. 本協会は、前条の目的を達成するため、ナショナルチームスタッフ選考委員会を設置する。
2. ナショナルチームスタッフ選考委員会は、競技力強化事業において選手の強化及びスタッフの育成を行い、パラカヌーの競技活動の発展に重たる役割をもつ候補者の選考を行うことを任務とする。

(構成)

第3条

1. ナショナルチームスタッフ選考委員会は、原則として①から⑤までのいずれかの人材をもって構成する。
 - ① 理事
 - ② 強化責任者
 - ③ 有識者
 - ④ アスリート委員会委員長
2. 代表理事は、ナショナルチームスタッフ選考委員会の設置について理事会に諮る。
3. 理事会は委員を3名以上5名以下で選考する。
4. 委員長は、委員の互選で決定する。
5. ナショナルチームスタッフ選考委員がナショナルチームスタッフ候補に選出された場合は委員を退任するものとし、理事会はすみやかに後任を選任する。

(招集及び開催)

第4条

1. ナショナルチームスタッフ選考委員会は、ナショナルチームスタッフの選任を行う理事会の開催に先立ち開催する。
2. ナショナルチームスタッフ選考委員会の議長は委員長とする。
3. 委員長は、ナショナルチームスタッフ選考委員会の開催に当たり、参考人の出席を求めて意見を聴取することができる。

(選出方法)

第5条

1. ナショナルチームスタッフ選考委員会の決議は、委員の半数以上の出席をもって行う。
2. ナショナルチームスタッフ選考委員会は、次の手順に従ってナショナルチームスタッフ候補者を選考する。
 - ① ナショナルチームスタッフ候補者は強化責任者により選出され、選出されたナショナルチームスタッフ候補者の中からナショナルチームスタッフ選考規程に基づき選考する。
 - ② ナショナルチームスタッフは現役アスリートから選出されない。
3. 前項に関らず、期中に欠員がでた場合や適した人材が発掘された際には、ナショナルチームスタッフ候補者の選考は、前項第①から③によることを要しない。

(候補者名簿及び議事録)

第 6 条 ナショナルチームスタッフ選考委員会は、議事終了後すみやかにナショナルチームスタッフ候補者名簿および議事録を作成し、その候補者名簿と議事録を理事会に提出しなければならない。

(任 期)

第 7 条 委員の任期は、ナショナルチームスタッフの選任日から 1 年とする。ただし再任を妨げない。

(報 酬)

第 8 条

1. 委員は、無報酬とする。
2. 委員がその職務を行うために要した費用は本協会の負担とする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、2024 年 3 月 13 日から施行する。